

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応についてお知らせ

令和7年5月吉日

お客さま各位

平素より東栄信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、政府は、令和8年度末までに紙の手形・小切手を廃止し、全面的に電子化することを目指しており、これを受けて全国銀行協会においても「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」にもとづく取組みが進められています。

こうした背景を受け、当金庫では手形・小切手の取扱いに関し下記の対応を実施いたします。

記

1. 令和9年4月以降を期日とする手形（先日付の小切手を含む）の取立停止

令和7年5月1日より、令和9年4月以降を期日とする手形および令和9年4月以降を振出日とする先日付小切手につきましては、代金取立ての受付を停止します。

2. 令和8年3月31日(火)をもちまして、当座預金をご契約の全てのお客さま に対しまして、手形及び小切手の発行を停止させていただきます。

お支払いや、現金のお引出しなど各種お取引につきましては、インターネットバンキング、でんさい、当座預金キャッシュカードなどをご利用ください。

以上